

2022年6月16日

各位

会社名 株式会社グローバルウェイ
代表者名 代表取締役社長 小山 義一
(コード番号: 3936)
問合わせ先 取締役 赤堀 政彦
TEL. 03-5441-7193

(訂正) 「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年5月19日付けで開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

記載の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正の内容 (訂正内容は網掛で示しております。)

(別紙) 定款変更の内容

【訂正前】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<省略> 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. ~ 2. (省略) <新設>	<省略> 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. ~ 2. (現行どおり) 3. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> 4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> 5. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

【訂正後】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. ～ 2. (省略) <新設></p>	<p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. ～ 2. (現行どおり) 3. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> 4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> 5. <u>本附則第3項乃至第5項は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上